

おくやみ ハンドブック

愛西市

ご家族のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

ご遺族の皆様におかれましては、資格確認書等の返却や介護保険の手続きなど、お亡くなりになった方に対する様々な手続きが必要となります。各種手続きに必要な情報をまとめましたので、是非ご参考にいただければ幸いです。

また、必要な手続きは故人様によって異なる場合がございますので、本ハンドブックに記載のない手続きがある場合は、関連機関にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。

2026



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2026年3月発行

発行: 愛西市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

※当冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています

ご逝去に伴う手続きで来庁される方へ

ご家族が亡くなられて葬儀がお済みになりましたら、ハンドブックで必要な手続きを確認し、以下を参考にして市役所または支所へお越しください。

電話予約

2開庁日前までにご予約をお願いします。

受付時間 午前9時～午後4時（年末年始、土日祝を除く）

**愛西市役所
市民課**

☎0567-26-8111(代表)

☎0567-55-7112(直通)

予約可能日 火曜日～金曜日

予約時間 ①午前9時30分～ ②午前10時30分～ ③午後2時～

※「おくやみ手続き」とお申し出ください。

立田支所

☎0567-55-7143

八開支所

☎0567-55-7144

佐織支所

☎0567-55-7145

予約可能日 火曜日～金曜日

予約時間 ①午前10時～ ②午後2時～



なお、予約しなくても手続きは可能です。

その際はおくやみハンドブックを参考に市役所担当課または各支所へ直接お越しください。

(予約されない場合、または内容によっては手続きに時間がかかることもありますのでご了承ください。)

- ・対象者は、亡くなられた方（愛西市に住所のある方）のご遺族です。
- ・複数の課での手続きになりますので、時間に余裕をもってお越しください。

内容によっては一度に手続きが終わらないことがございます。

戸籍・住民票について

故人の戸籍(除籍)に
死亡事実が反映される日数

- ・本籍地に届出……………概ね3日～7日
- ・本籍地以外に届出………概ね7日～10日

故人の住民票(除票)に
死亡事実が反映される日数

- ・住所地に届出……………概ね1日～3日
- ・住所地以外に届出………概ね7日～10日

相続から不動産売却まで 何なりとご相談ください。



**地元密着の司法書士が、
相続手続から相続物件の売却まで
一貫して対応させていただきます。**

見積
無料

査定
無料

夜間
出張

年中
無休

相続手続費用の見積や売却査定のご相談は無料です。お気軽にお問合せください。
ご相談は、年中無休でお受けしております。夜間の出張相談も可能です。

相続のご相談

かきみ司法書士事務所

愛知県司法書士会会員

司法書士 垣見 俊樹

かきみ司法書士事務所

不動産売却のご相談

T&Kエステート

宅地建物取引業免許 愛知県知事(1)第25841号

宅地建物取引士 垣見 俊樹

T&Kエステート 津島市

TEL 0567-22-3908

津島市大字津島字北新開238番地1(ヨシヅヤ本店近く)

〈営業時間〉 8:00～20:00 / 年中無休

市役所でのおくやみ手続きチェックリスト

☒	故人が次の項目に該当している場合	主な手続き	ページ
☐	世帯主である	世帯主の変更	4
☐	印鑑登録をしている	印鑑登録証(カード)の返納	4
☐	国民年金に加入している	死亡一時金等の手続き	4
☐	国民年金または厚生年金を受給している	未支給年金・遺族年金等の手続き	4
☐	国民健康保険に加入している	各種証の返納 葬祭費の支給申請 高額療養費等の申請及び振込口座の変更	5
☐	後期高齢者医療保険に加入している	各種証の返納 葬祭費の支給申請 高額療養費等の支給申請 保険料の精算	5
☐	65歳以上または介護認定を受けている	各種証の返納、資格喪失届、保険料の精算	5
☐	市県民税・軽自動車税・固定資産税のいずれかを納めている	相続人代表者の指定	6
☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	原動機付自転車等の所有者の変更・廃車の手続き	6
☐	未登記家屋を所有している	未登記家屋の名義変更	6
☐	納税している(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)	口座振替の変更・廃止	6
☐	福祉医療費の助成を受給している	各種受給者証の返納、振込口座の変更	7
☐	障害者手帳を持っていた、障害福祉に関する手当・サービスを受けていた		
☐	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 自立支援医療受給者証	各種手帳等の返納	6・7
☐	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当	資格喪失届の提出	7
☐	以下の児童福祉に関する手当を受給していた、または対象児童だった		
☐	児童手当を受給している	受給事由消滅または減額改定、 新規認定請求、未支払請求等	7
☐	児童扶養手当を受給している	資格喪失または減額改定、未支払請求等	7
☐	特別児童扶養手当を受給している	資格喪失または減額改定、新規認定請求、 未支払請求等	7

☒	故人が次の項目に該当している場合	主な手続き	ページ
☐	公共下水道/農業集落排水/コミュニティ・プラント使用者 公共下水道の使用可能な区域に土地を持っている		
☐	公共下水道/農業集落排水/ コミュニティ・プラント使用者	排水施設使用等変更届等	8
		受益者変更届	8
		振替口座の変更	8
☐	上水道使用者・所有者(佐織地区・八開地区)		
☐	上水道使用者・所有者 ※なお、佐屋地区・立田地区については 「海部南部水道企業団(☎0567-32-3111)」の 給水区域となります。	給水装置使用者・所有者変更	8
		振替口座の変更	8
		給水装置使用休止・再開	8
☐	市営墓地の使用者		
☐	市営墓地を使用してる	墓地の承継の届出	8
☐	犬を飼っている		
☐	犬を飼っている	所有者の変更届	8
☐	公共物・道路占用の権利を持っていた		
☐	権利を相続する、廃止する	権利義務者の承継届、廃止届	8
☐	農地を持っていた		
☐	農地を相続する	農地法第3条の3の規定による届出	8
☐	空き家対策		
☐	空き家を相続する		8・13

ご遺族メモ

市役所での主な手続き

	☒	故人	内容	必要なもの	担当課
住民登録関係	☐	世帯主の方	世帯主変更届	・来庁される方の本人確認書類 ・委任状(同一世帯でない方が手続きする場合)	本庁舎市民課 (1階①) 及び各支所 ☎0567-55-7112
	☐	印鑑登録をしている方	印鑑登録証(カード)の返納	・印鑑登録証(カード)	
	☐	住民基本台帳カード・マイナンバーカード及び通知カードをお持ちの方	カードの返納	住民基本台帳カード・マイナンバーカード及び通知カード ※今後の手続きで故人のマイナンバーが分かるものが必要な場合があります。カードの返納時期にご注意ください。	
年金等届出	☐	国民年金に加入している方	年金の加入記録などにより、お手続きの内容が異なります。なお、年金の記録は日本年金機構が管理していますので、まずは中村年金事務所(☎052-453-7200)へお電話していただき、「①手続きの内容 ②必要なもの」を確認後、必要なものをお持ちになってご来庁ください。		[国民年金の記録のみをお持ちの方] 本庁舎保険年金課 (1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119
	☐	国民年金または厚生年金を受給している方	国民年金の記録のみをお持ちの方は市役所でもお手続きができます。 国民年金以外の記録をお持ちの方は中村年金事務所でお手続きをお願いします。 なお、年金の記録は日本年金機構が管理していますので、まずは中村年金事務所(☎052-453-7200)へお電話していただき、「①手続きの内容 ②必要なもの ③手続き場所」をご確認ください。		
	☐	共済年金を受給している方	各共済組合へ直接お問い合わせの上、必要な手続きをしてください。		
	☐	農業者年金を受給している方	JAへ直接お問い合わせの上、必要な手続きをしてください。		
	☐	恩給を受給している方	総務省にお問い合わせの上、必要な手続きをしてください。 総務省恩給相談窓口 ☎03-5273-1400		



	☒	故人	内容	必要なもの	担当課
健康保険／介護保険等	☐	来庁される方の本人確認ができるもの 同一世帯でない方が手続きする場合、委任状が必要となります。			本庁舎保険年金課 (1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119
	☐	国民健康保険に加入している方	資格喪失届・各種証の返納	亡くなられた方の資格確認書等 ※亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯の国保加入者の資格確認書等も必要となります。	
			葬祭費の支給申請	・喪主の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等) ・会葬礼状、火葬許可証、死亡診断書の写し、葬儀の領収書のいずれか1点	
			高額療養費等の振込口座の変更	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	
	☐	来庁される方の本人確認ができるもの			本庁舎保険年金課 (1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119
	☐	後期高齢者医療保険に加入している方	資格喪失届・各種証の返納	亡くなられた方の資格確認書等	
			葬祭費の支給申請	・喪主の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等) ・会葬礼状、火葬許可証、死亡診断書の写し、葬儀の領収書のいずれか1点	
			高額療養費等の申請及び振込口座の変更	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	
			保険料の精算	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	
	☐	65歳以上または介護認定を受けている方	各種証の返納	亡くなられた方の被保険者証等	本庁舎高齢福祉課 (1階③) 及び各支所 ☎0567-55-7116
			資格喪失届	手続きをする方の本人確認書類	
			保険料の精算	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	
	☐	高額介護サービス費等の支給を受けている方	振込口座の変更	相続人の振込先口座の確認できるもの(預貯金通帳等)	
	☐	緊急通報システム、見守りシステムを利用している方	システムの利用辞退届		
	☐	高齢者福祉タクシー、高齢者等外出支援福祉タクシー、高齢者見守りステッカー、徘徊高齢者等家族支援サービスを利用している方	高齢者福祉タクシー券、高齢者等外出支援福祉タクシー料金助成事業利用券、高齢者見守りステッカーの辞退・喪失届、探知機・ステッカーの返却	・未利用のタクシー利用券 ・未利用の外出支援福祉タクシー利用券 ・見守りステッカー ・徘徊探知機	

	☒	故人	内容	必要なもの	担当課
税金関係	☐	市県民税・軽自動車税のいずれかを納めている方	相続人代表者の指定	相続人全員の氏名・住所が分かるもの(覚書等で可)	本庁舎税務課 (2階①) 及び各支所 ☎0567-55-7123
	☐	原動機付自転車 (125cc以下)・小型特殊 自動車を所有している	廃車手続き	・ナンバープレート ・手続きをする方の本人確認書類	
	☐		名義変更	・ナンバープレート ・手続きをする方の本人確認書類 ・委任状(新所有者と同一世帯でない 方が手続きする場合)	
	☐	固定資産税を納めている方	相続人代表者の指定	相続人全員の氏名・住所が分かるもの(覚書等で可)	本庁舎税務課 (2階①) 及び各支所 ☎0567-55-7122
	☐	未登記家屋を所有している方	未登記家屋の名義変更	法定相続人が複数人の場合 遺産分割協議書一式の写し、または 新所有者を証明できる書類 法定相続人が一人の場合 亡くなられた方の出生から死亡 までの戸籍謄本、または相続人が 一人であることを証明できる書類	
	☐	納税している方 (納税義務者・ 納税管理人・ 相続人代表者等)	亡くなられた方名義の口座を廃止	手続きする方の認印	
	新しく口座振替を申し込み (2か月後以降の納期分 から申請可能)		・引き落とし口座の銀行印 ・引き落とし口座の確認できるもの (預貯金通帳等) ※亡くなられた方名義の口座 から市税の口座振替を申し込み されている方で、変更申し込み・ 口座の廃止が間に合わない場合 は、該当する期の納付書をお渡し します。		
障害福祉に関する各種返還・請求	☐	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方	障害者手帳返還届	障害者手帳	本庁舎社会福祉課 (1階④) 及び各支所 ☎0567-55-7115
			在宅障害者扶助料消滅届	未支給分受取者の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等)	
			愛知県在宅重度障害者手当喪失届	・未支給分受取者の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等) ・課税証明書(受取者が市外の場合)	
			心身障害者扶養共済死亡届	・死亡診断書の写し ・住民票 等	
			障害福祉サービス受給者証返還	受給者証	

	☒	故人	内容	必要なもの	担当課
障害福祉に関する各種返還・請求	☐	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当のいずれかを受給している方	資格喪失届	・未支給分受取者の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等) ・死亡診断書の写し	本庁舎社会福祉課(1階④) 及び各支所 ☎0567-55-7115
	☐	自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療・育成医療)をお持ちの方	受給者証返納届	受給者証	
	☐	戦傷病者手帳をお持ちの方	戦傷病者手帳返還	戦傷病者手帳	
児童手当・各種福祉医療費助成等	☐	福祉医療費の助成を受給している方	資格喪失届	受給者証	本庁舎保険年金課(1階②) 及び各支所 ☎0567-55-7119
	☐	児童手当支給対象の方	受給事由消滅または減額改定		本庁舎子育て支援課(1階⑤) 及び各支所 ☎0567-55-7118
	☐	児童手当を受給している方	新規認定請求、未支払請求	・新規請求者名義の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等) ・新規請求者の資格確認書等 ・児童名義の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等)	
	☐	児童扶養手当・遺児手当支給対象の方	資格喪失または減額改定	死亡(児童)の記載のある戸籍謄本等	
	☐	児童扶養手当・遺児手当を受給している方	未支払請求	・受給者死亡の記載のある戸籍謄本等 ・児童名義の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等)	
	☐	特別児童扶養手当支給対象の方	資格喪失または減額改定	死亡(児童)の記載のある戸籍謄本等	本庁舎子育て支援課(1階⑤) 及び各支所 ☎0567-55-7118
	☐	特別児童扶養手当を受給している方	新規認定請求、未支払請求	・受給者死亡の記載のある戸籍謄本等 ・新規請求者の振込先口座が確認できるもの(預貯金通帳等) ・新規請求者と児童の戸籍謄本	

	☒	故人	内容	必要なもの	担当課
上下水道関係	☐	公共下水道/ 農業集落排水/ コミュニティ・プラント 使用者の方	公共下水道 使用開始等届		本庁舎下水道課 (2階⑩) 及び各支所 ☎0567-55-7124
			排水施設使用等 変更届等		
		公共下水道の使用可能 な区域に土地をお持ち の方	受益者変更届		
			振替口座の変更	・引き落とし口座の銀行印 ・引き落とし口座の確認できるもの (預貯金通帳等)	
	☐	上水道使用者・所有者 の方 (佐織地区・八開地区)	給水装置所有者変更 給水装置使用者変更		本庁舎上水道課 (2階⑨) 及び各支所 ☎0567-55-7146
			振替口座の変更	・引き落とし口座の銀行印 ・引き落とし口座の確認できるもの (預貯金通帳等)	
			給水装置 使用休止・再開		
		上水道使用者・所有者 の方 (佐屋地区・立田地区)	海部南部水道企業団へ直接お問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。		海部南部水道企業団 ☎0567-32-3111
墓地	☐	市営墓地の使用者の方	墓地の承継の届出	・愛西市霊園墓所使用許可証 ・承継を証する書類 (死亡者・承継者の戸籍謄本等) ・承継者の住民票 (本籍地が記載されているもの)	本庁舎環境課 (1階⑦) 及び各支所 ☎0567-55-7114
飼い犬	☐	犬を飼っている方	所有者の変更届	・愛犬手帳 ・登録鑑札	
道路	☐	公共物・道路占用の 権利をお持ちの方	権利義務者の承継届、 廃止届	・相続人であることを証する 戸籍謄本等 ・各相続人の同意書	本庁舎土木課 (2階⑧) ☎0567-55-7125
農地	☐	農地を相続された方	農地法第3条の3の 規定による届出	相続完了後に、相続した農地のある 農業委員会への届出が必要です。 なお、所有権移転登記に代わるものでは ありませんので、登記は別途必要です。 ※記載内容に疑義がある場合など 必要に応じて、証明書類の提示を 求める場合があります。	本庁舎産業振興課 農業委員会 (2階⑤) ☎0567-55-7128
空き家	☐	空き家を相続される方	空き家に関する相続		本庁舎都市計画課 (2階⑦) ☎0567-55-7126

相続に関するワンストップサービスを提供します

相続問題についてのお悩みは すべて弁護士にご相談下さい!

初回相談無料 | 相続を得意分野とする一宮市の法律事務所です!

相続人調査

戸籍標本等取り寄せてお亡くなりになった方の法定相続人を明らかにするための調査を行います。



相続財産調査

お亡くなりになった方の不動産、預貯金、債務等の有無を調査し財産目録を作成します。



相続に関するワンストップサービスの提供

相続事件の経験が豊富な税理士・司法書士等の他士業と連携しており、また、信頼できる不動産業者や解体業者、遺品整理業者等、相続事件の解決に必要な業者についてご紹介することができます。

遺産分割協議(話し合い)

遺産分割協議書の作成や任意での交渉を行います。話し合いによる円満な解決を目指します。



遺産分割(調停・審判)

紛争が話し合いでは解決できない場合、裁判所の調停・審判手続きで解決を図ります。



訴訟手続

遺留分侵害額請求、遺言無効の主張、生前の不正出金等の問題について訴訟での解決を図ります。



相続放棄

お亡くなりになった方に多額の借金が残っていてもお困りの場合、相続放棄手続きを行います。



相続問題を得意分野とする愛知県一宮市の法律事務所です。

弁護士は紛争解決の専門家ですが、当事務所は相続事件に関する豊富な経験と知識に基づき、皆様の相続手続のすべてにおいてサポートすることができます(税理士・司法書士等との連携によるワンストップサービスを実現します。また、預貯金の名義変更・解約手続、株式・投資信託の名義変更等もお任せいただけます。)

また、相続事件は一見すると法律上何の問題もないように思われる事案でも、実は、重大な問題が隠れていたということはよくあります。皆様の相続手続において、どのような問題があるかは一度専門家にご相談されるとよいでしょう。また、紛争性が生じた場合、弁護士であれば、遺産分割協議の交渉や調停、訴訟手続等もすべて行うことができ、皆様の心強い味方となることができます。

相続発生前・相続発生後を問わず、相続問題についてはすべて弁護士にご相談下さい。

弁護士法人一宮総合法律事務所

弁護士野村一磨 弁護士阿部裕之 弁護士床谷明彦

〒491-0904 愛知県一宮市神山1-1-6のむらビル3階

愛知県弁護士会一宮支部所属(弁護士登録3名)。平成20年6月開設(平成29年法人化)。

新規ご相談・
予約専用ダイヤル

0586-43-3800

受付時間 AM9:00~PM8:00(土日祝可)

相続遺言
相談室HP



一宮総合法律事務所マスコット
キャラクター
い ち ろ う

市役所以外で行う必要がある手続き(ご案内)

☑	故人	内容	必要なもの	担当課
☐	外国人の方	在留カード、 特別永住者証明書等 の返納	【郵便での返納の問い合わせ先】 東京出入国在留管理局おだいば分室 ☎03-3599-1068 〒135-0064 東京都江東区青梅2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室 【窓口での返納の問い合わせ先】 名古屋出入国在留管理局 ☎0570-052-259 〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18	
☐	軽自動車を所有・使用 している方 軽自動車(二輪(125cc を超え250cc以下)、 ボートトレーラー等)、 二輪小型自動車 (250ccを超えるもの)	廃車手続き、名義変更	右記にお問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区 北江町1-1-2 ☎050-5540-2046
	軽自動車(三輪、四輪)			軽自動車検査協会 愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町 2丁目56-1 ☎050-3816-1770
☐	土地・建物を 所有している方	土地・家屋(登記の あるもの)相続登記	右記にお問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。	名古屋法務局津島支局 津島市西柳原町3-10 ☎0567-26-2423 (自動音声)
☐	戦没者特別弔慰金を 受領している方	国債の記名変更	詳細は償還金支払場所 にご相談ください。	償還金支払場所または 証券保険証書に記載の 郵便局
☐	運転免許証を お持ちの方	返納	津島警察署 津島市西柳原町2丁目8番地 ☎0567-24-0110	
☐	預貯金口座を お持ちの方	口座凍結解除手続き	各金融機関にお問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。	各金融機関 等
☐	生命保険加入 している方	死亡保険金の請求・ 入院給付金の請求等	各生命保険会社にお問い合わせの 上、必要な手続きをしてください。	加入している生命保険 会社 等
☐	電気・ガス等 契約している方	名義変更・解約	各契約会社にお問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。	領収書に記載されて いる会社及び営業所
☐	固定電話・携帯電話・インター ネットを利用している方	契約継承・名義変更・ 解約	各契約会社にお問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。	各契約会社 等
☐	農地を相続された方	土地改良区組合員 名義変更	各土地改良区へお問い合わせの上、 必要な手続きをしてください。	納付書等に記載されて いる土地改良区

真宗 大谷派 金剛山

聖覚寺

しょう

がく

じ

静かな場所のお墓を探している
遺骨を預かってほしい
跡継ぎがいなくお墓のことが心配！
その気持ちに聖覚寺がお応えします



「無量寿の郷」

墓地納骨 やすらぎのお墓

一般墓の他、「無量寿の郷」をご用意できます。26cm四方の小区画個別墓で、ここにご遺骨を納めて、お参りしていただけます。



永代供養 納骨塔

「光明の塔(納骨塔)」は、聖覚寺がご遺骨を永代管理します。墓じまいの心配はいりません。また、本堂内にご遺骨を預かることも可能です。



新しい供養スタイル 偲墓(しぼ)

「偲墓」という永代供養付で定額制の小型のお墓です。聖覚寺は偲墓の提携寺院となっています。問い合わせください。

◆宗派不問

生前の宗教・宗派を問わず、お選びいただけます。

◆駐車場完備

お墓は駐車場からの距離も近く、悪天候時でも負担が少なく徒歩でのお墓参りが可能です。

◆冷暖房空調完備

寺本堂には冷暖房空調設備があり、快適にお過ごしいただけます。法要につきましても、お気軽にご相談ください。



HPIはこちらから



真宗 大谷派 金剛山

宗教法人 聖覚寺

〒496-0915 愛知県愛西市本部田町宮ノ切60

お墓や納骨のお問合せは
お気軽にどうぞ

0567-31-0920

■許可番号/3令津保第204-1号 ■年月日/平成3年4月10日 ■経営者/宗教法人 聖覚寺

近鉄
名古屋線

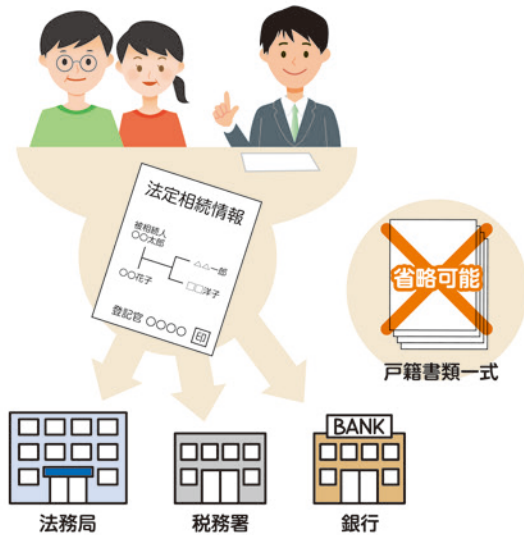
・佐古木駅より車で5分
・弥富駅より車で6分

法定相続情報証明制度

相続人が法務局や登記所に必要な書類を提出することで、法定相続人が誰であるのかを証明できる制度です。
これまでは申請先ごとに戸籍謄本の束を用意する必要がありましたが、この制度を利用して「法定相続情報一覧図」を作成することにより、**戸籍謄本一式の提出が省略可能となり、各種相続手続きが簡略化できます。(※)**

次のような場合に利用できます。

不動産の相続登記、被相続人名義の預金の払戻し、死亡保険金の請求、有価証券の口座の名義変更 など



(※)被相続人や相続人が日本国籍を有しない場合は、本制度を利用することができません。

手続きの流れ

●ステップ1 必要書類の収集(申請のために必要な書類を用意します)

- ☐ 被相続人の戸籍謄本 ☐ 被相続人の住民票の除票 ☐ 相続人の戸籍謄抄本
- ☐ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
[運転免許証またはマイナンバーカードのコピー、住民票の写し など]

＜法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合＞

- ☐ 住民票の写し

＜委任による代理人が申出の手続きをする場合＞

- ☐ 委任状
- ☐ (親族が代理する場合) 申出人と代理人が親族であることが分かる戸籍謄本
- ☐ (弁護士などの資格者代理人が代理する場合) 資格者代理人団体所定の身分証明書の写し



この制度において、申請の代理人になれるのは法定代理人のほか、以下の専門家と親族に限られます。

○弁護士 ○司法書士 ○税理士 ○土地家屋調査士 ○行政書士 ○社会保険労務士 ○弁理士 ○海事代理士

＜被相続人の住民票の除票の取得ができない場合＞

- ☐ 被相続人の戸籍の附票

●ステップ2 法定相続情報一覧図の作成、申出書の記入

被相続人及び戸籍の記載から判明する法定相続人の関係を一覧にした図を作成し、申出書に必要事項を記入します。法務局HPより様式・記載例のダウンロードが可能です。

●ステップ3 登記所へ申請 この制度は無料で利用できます。

次のいずれかの登記所へ必要書類と法定相続情報一覧図を提出し、申請をします。

- ・被相続人の本籍地(死亡時の本籍) ・申出人の住所地 ・被相続人の最後の住所地
- ・被相続人名義の不動産の所在地

●詳しい手続きは法務局HPまで

法務局HP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html)をもとに株式会社ジチタイアドが作成

問合せ先 名古屋法務局津島支局 ☎0567-26-2423



先祖は樹木の根 子孫はその枝葉なり



供養に関する安心をカタチに

約1200年護寺し続ける境内にて、
安心のあるご供養をいたします



樹木葬

二霊用 45万円～
最初の納骨日より33年間
墓石への刻み代は別途料金



合祀埋葬

永代供養墓
1霊につき 10万円～
(納骨法要お布施含む)



納骨堂

二霊用 55万円～
最初の納骨日より33年間
一霊用、四霊用もございます



ペット火葬・納骨

ペット葬儀お布施1万円～
火葬料は体重による変動価格
¥25,000～（業者様へ実費）



家族葬



墓地霊園



牛頭山 長福寺



宗教法人 長福寺 稲沢市平和町下三宅郷内309

<https://www.chofuku-ji.org/>

ご相談・見学のご希望の方は事前にご連絡ください

080-8269-0502 近藤

0567-47-1122

宗旨宗派不問、檀家義務なし

もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2040年には高齢者の約7人に1人が認知症を発症するおそれがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまうます。

万が一に備えて、成年後見制度の利用を検討してみましょう。

成年後見制度

法定後見人と任意後見人

後見人には、法定後見人と任意後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護[※]に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

※委託者の医療や介護に関する契約等の法律行為

備えて
大切ね!



所有者に
判断能力がなくなった
後に選任される

法定後見人



所有者に
判断能力がある時に
定める

任意後見人

後見人が
空き家を売却
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限り、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



遺言

相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による
相続は
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。

SOUMA GROUP



it's a SOUMA STYLE

不動産・建築からはじまるライフプロデュース

「良い家とは、暮らしやすく丈夫で長持ち。そして、住まう方のセンスがにじみ出ている、そんな家。」

私たちは常にお客様の立場でプランニングを行い、

お住まいになるご家庭の“暮らし”そのものを設計しております。

デザインが斬新な「賃貸住宅」のお部屋から、家族が増える「分譲・注文住宅」や「住宅リフォーム」

さらにご実家の「建替え」「二世帯住宅」等、

お客様のライフスタイルに合わせた住まいの変化に対応いたしております。

また、新しい事業を始めるための「企画・建築」「アパート・マンション建築」等による

お客様の資産活用、その資産の「運営・管理」、そして万一のための「損害保険」まで・・・

お客様の“暮らし”のすべてを私たちがご提供いたします。

SERVICE CONTENTS

相馬グループ事業内容

建築のすべてをプロデュースする相馬建設。
不動産のすべてをサポートするイズミヤ。

STATUS 【住宅事業部】

新築住宅

分譲住宅

増改築

リフォーム

個人向け住宅に関するあらゆる業務を取り扱っているのが住宅事業部です。



SUPPORT 【不動産流通事業部】

不動産の販売・代理・仲介

損害保険代理店

賃貸

アパート・マンション企画・管理

不動産の販売、代理、仲介、賃貸などを総合的に取り扱うのが不動産流通事業部です。



SENSE 【土木・建設事業部】

土木工事

店舗建築

改装工事

倉庫建築

マンション／アパート建築

集合住宅などの大型建築や、店舗建築に関する業務を担当するのが土木・建設事業部です。



MILE 【プレカッタ事業部】

木材／建材販売

プレカッタ加工／組立

建材の販売や、プレカッタ加工、組み立てを担当。良い建材を安価で提供させていただきます。



住まいに関する総合事業を展開する相馬グループ

●公益社団法人全日本不動産協会会員 ●公益社団法人不動産保証協会会員

株式会社 相馬建設

住宅事業部

土木・建設事業部

tel.0567-24-0625

〒496-0036 愛知県津島市愛宕町8丁目34-1 SKビル2F
〒461-0001 名古屋市中区栄3丁目5-1 SKビル501 2F

愛知県知事許可(特-2)第4386号 愛知県知事(10)第12876号



●公益社団法人全日本不動産協会会員 ●公益社団法人不動産保証協会会員

株式会社 イズミヤ

不動産流通事業部

プレカッタ事業部

tel.0567-24-0012

〒496-0036 愛知県津島市愛宕町8丁目34-1 SKビル1F

愛知県知事(7)第17152



相続登記はお済みですか？

令和6年4月1日から相続登記が義務化

そもそも相続登記って？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなられた場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

相続登記をしないと…？

❶ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❷ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❸ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び 相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

.....

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

- 〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕
- ※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と
登記申請書を提出し申請します。

完了

すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)
の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成

相続資産 管理を怠ると… 負動産に！



※2024年4月1日より相続登記が義務化されます。

□ 2023年12月13日に『改正空家対策推進特措法』が施工されました。

後悔する前に今すぐプロにご相談ください!!

ファミリアホームサービス株式会社は、
司法書士ファミリアグループの一員です。

不動産のお悩みはもちろん、債務整理・家族信託など、相続の登記の手続きに至るまで、ワンストップで対応可能。



ハウズドゥ 津島

☎ 0120-66-2015

愛知県津島市柳原町3丁目1-1

営業時間 10:00～18:00

定休日 水曜日(祝日の場合は営業)・年末年始



ロイヤルホームセンター
フードコート内にあります!



国土交通大臣(2)第9218号

空き家
無料査定



スマホで簡単!

早く売却したい! なるべく高く売りたい!

土地
一戸建て
マンション

そのまま買取ります!

お客さまのご要望に真摯に耳を傾け、本当に必要とされる情報をより迅速に、より豊富に、よりの確にご提供します。

空き家の活用

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」

「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの?」と空き家の悩みは尽きません。

まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしたいといけないのか確認しましょう。



まずは現状を把握しましょう

☒ 相続登記は済んでいますか?

空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

☒ 特定空家等の対象ではありませんか?

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

☒ 家の中は片付いていますか?

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。

建物を残して活用する

●資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・愛西市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

●売却する

- ・愛西市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

●自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。



建物を解体して活用する

解体する …解体業者へ相談する

空き地になったら



●資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する
- (無料相談会を実施している企業もあります)

●売却する

- ・愛西市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」

「将来的に住む可能性がある…」

「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

適切な管理をしましょう

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、シルバー人材センター等の空き家を管理している企業や、市役所へ相談してみましょう。

空き家に関する
相談窓口

愛西市 都市計画課 ☎0567-55-7126 〒496-8555 愛西市稲葉町米野308番地
■FAX/0567-26-1011 ■メール/tosikeikaku@city.aisai.lg.jp

ご遺族メモ

委任状

(あて先) 愛西市長

令和 年 月 日

すべて委任者(頼む方)本人が自筆で記入してください

※本人以外が記入・押印した場合は、委任状は原則として無効となりますのでご注意ください。

本人 (委任者)	住所	〒 ※現在住民登録している住所を記入してください。		
	フリガナ		生 年 月 日	電話番号
	氏 名		大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	- -
代理人 (受任者)	住所	□委任者の住所と同じ		
	フリガナ		本人との関係	生 年 月 日 電話番号
	氏 名		大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日	- -

私は下記の権限を代理人に委任します。

↓あてはまる□に☑をしてください。

住民票の写し関係

住 所 (※除票の場合は該当の住所地)	□委任者の住所と同じ		
必要な方の氏名		生年月日 年 月 日	世帯主氏名
住民票 □全員 □個人	通	□続柄 □本籍	*□住民票コード *□個人番号
除票	通	※外国人住民の方で必要な項目には✓を入れてください。	
記載事項証明書	通	□国籍 □在留資格等 □在留カード番号 □第30条45の規定区分	
その他 ()	通	*住民票コード・個人番号入りの住民票は即日交付はできません。	
転送不要郵便で本人へ郵送しますので、封筒(宛名記入)と切手をご用意ください。			

戸籍関係

本籍地 (必ず記入)			
筆頭者氏名 (必ず記入)			
戸籍謄本 (全部事項証明書)	通	戸籍抄本 (個人事項証明書)	通 必要な方の氏名
附票 (全員)	通	附票 (個人)	通
除籍謄本	通	□本籍・筆頭者氏名 □住民票コード □在外選挙人登録地	
改製原戸籍謄本	通	除籍抄本	通
受理証明・届書記載事項証明書	通	身分証明書	通
その他 ()	通	(届書名)	(届出年月日) 年 月 日

住民異動届関係

届出の内容	□転入届 □転出届 □転居届 □その他
	※住民異動に伴う他部署の手続きもあわせて委任する場合✓を入れてください。 □この届出に関する他部署の届出全てについて

印鑑登録関係

□印鑑登録申請 (登録される場合)	□印鑑登録廃止申請 (登録印を廃止する場合)
*印鑑を登録し直す場合は両方の□に✓を入れてください。	
※印鑑登録を代理で行う場合は 即日登録できません。	
転送不要郵便にて印鑑登録回答書及び代理権通知書を送付します。	

マイナンバーカード関係

□個人番号カード交付申請書発行手続 (同一世帯以外の方に委任する場合)
□個人番号カード交付通知書の送付先に係る居所情報登録申請手続
□健康保険証利用手続、公金受取口座の登録手続

※委任事項等について嘘や偽り等が発覚した場合には、刑法により罰せられる場合があります。

コンビニ交付について

マイナンバーカードを使ってコンビニのマルチコピー機で住民票などの各種証明書が取得できます。

必要なもの

- ・利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ・手数料

利用できる時間

午前6時30分～午後11時(※システムメンテナンス日を除きます。)
全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップなど
※多機能端末機(マルチコピー機)が設置されている店舗に限られます。



●取得できる証明書と手数料

取得できる証明書		手数料
住民票の写し	愛西市に住民登録がある方及び同一世帯の方	200円
印鑑登録証明書	愛西市で印鑑登録をしている方	

●注意事項

住民票の写し	・直近の前住所を除き、履歴は記載されません。 ・住民票コード入りのものは取得できません。 ・同じ世帯に転出予定の方(転出届を出された方)がいる場合など、証明書が発行できない場合があります。 ・発行制限などの申請をしている方のものは取得できません。 ・亡くなった方などの除票は取得できません。 ・住民票記載事項証明書は取得できません。 ・複数枚にわたり印刷されるものはホチキス留めがされません。お取り忘れのないようご注意ください。
印鑑登録証明	・事前に印鑑登録が必要です。 ・発行制限などの申請をしている方のものは取得できません。
その他	・利用できる方は、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちのご本人様のみです。 ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を3回連続で間違えると利用できなくなります。暗証番号を忘れたときは、市民課または各支所窓口で暗証番号の再設定をしてください。 ・コンビニで取得した証明書は、交換や手数料の返金などができません。 ※手数料免除の方は、コンビニ交付サービスで証明書を取得すると手数料がかかりますので、市民課または各支所窓口で取得してください。 ・証明書が印刷されるまで多少のお時間がかかりますので、証明書の受け取りまでその場を離れないようお願いいたします。 ・マイナンバーカードの交付直後や住民異動届出を行った直後などは、新しい情報がシステムに反映されるまで時間がかかりますので、日にちを空けてご利用ください。 ・利用者証明用電子証明書の有効期限満了に伴い、更新の手続きをした場合は、更新した翌日からコンビニ交付サービスが利用できます。

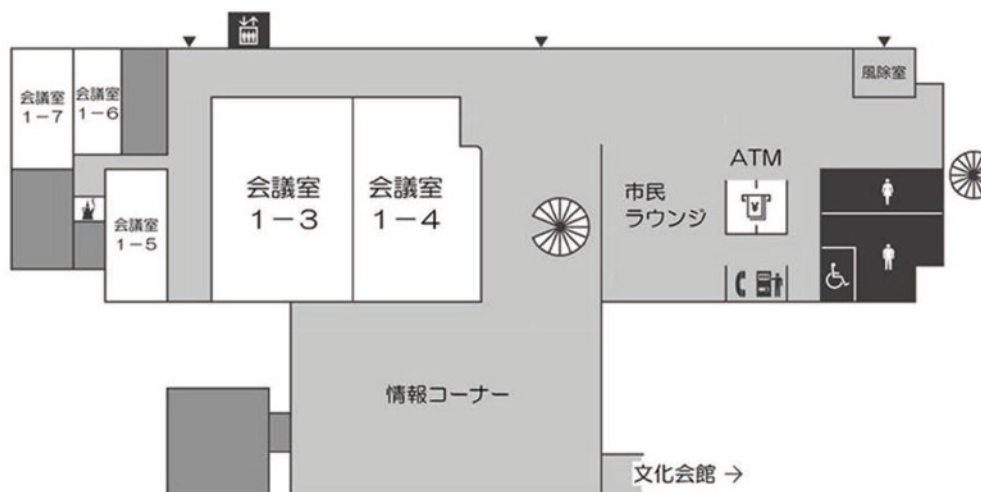
市役所業務案内

1F



北館

南館



1F

1 市民課	☎0567-55-7112	住民基本台帳、戸籍、印鑑登録、埋火葬許可、マイナンバーカード、パスポートなど
2 保険年金課	☎0567-55-7119	国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療など
3 高齢福祉課	☎0567-55-7116	介護保険、高齢者福祉、老人福祉施設、民生委員、介護予防など
4 社会福祉課	☎0567-55-7115	社会福祉事業団体、保護司、人権擁護委員、社会福祉法人、災害時要援護者対策、日赤、障がい者(児)福祉、生活保護、社会福祉相談など
5 子育て支援課 (こども家庭センター)	☎0567-55-7118	子ども子育て支援、児童福祉、児童手当、子ども会、児童クラブ、保育園、母子・父子福祉など
6 市民協働課	☎0567-55-7113	市民協働、コミュニティ、地区行事、ふるさと創生、男女共同参画、NPO団体、市総代・自治会・地縁団体など
7 環境課	☎0567-55-7114	一般廃棄物の収集・運搬・処分、公害防止対策、墓地・斎場、生活環境の保全、犬の登録、狂犬病の予防など
8 会計室	☎0567-55-7110	現金・有価証券の出納・保管・決算など

市役所業務案内

2F

北館

南館

北

2F

1 税務課	☎0567-55-7122(資産税) ☎0567-55-7123(市民税)	市県民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税、市税の証明、税務相談など
2 収納課	☎0567-55-7121	納税証明、市税等の滞納整理など
3 財政課	☎0567-55-7132	財政全般、予算編成、地方交付税、地方債、公会計、市有財産、寄附、入札、契約、検査など
4 総務課 (DX推進室)	☎0567-55-7120	条例・規則等の審査、巡回バス、バスの貸出し、情報公開、個人情報保護、行政手続法、電子自治体、選挙、セキュリティポリシーなど
5 産業振興課	☎0567-55-7128	商工、消費者行政、労働行政、農業・水産業、食育、家畜、農業委員会など
6 企業誘致課	☎0567-55-7127	企業誘致、産業基盤整備など
7 都市計画課	☎0567-55-7126	建築、都市計画、開発行為、土地利用、生産緑地、地籍調査、屋外広告物、空き家対策など
8 土木課	☎0567-55-7125	道路、災害復旧、土木事業、河川・橋りょう・水路、土地改良事業、農業土木事業など
9 上水道課	☎0567-55-7146	上水道事業の企画調整、使用者変更等の各種手続き、給水申込み、上水道料金、上水道施設の維持管理など
10 下水道課	☎0567-55-7124	下水道事業の企画調整、下水道施設の維持管理、公共下水道事業、合併浄化槽設置整備事業、農業集落排水事業など

市役所業務案内



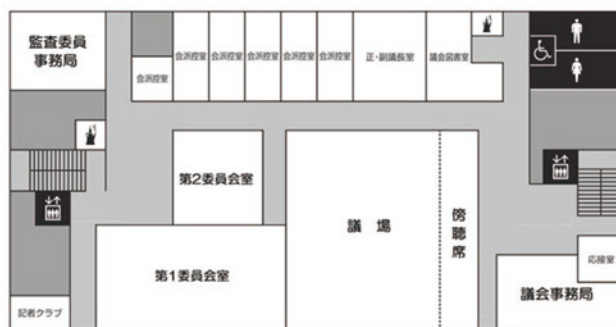
北館

3F

南館

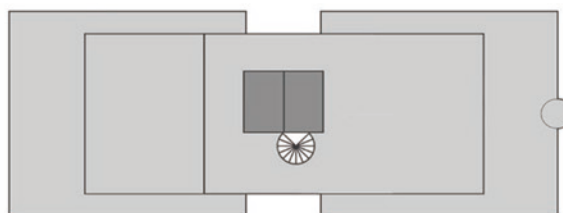


4F



北館

南館



3F

1 秘書課	☎0567-26-8111(代)	秘書、褒章・表彰、儀式・交際、市政懇談会、パブリックコメント、公聴など
2 人事課	☎0567-55-7134	職員採用・服務・賞罰、給与、福利厚生など
3 生涯学習スポーツ課 (アジア・アジアパラ 競技大会推進室)	☎0567-55-7137 (生涯学習) ☎0567-55-7138 (スポーツ)	社会教育審議会、青少年教育、文化財保護、社会教育・社会体育施設、スポーツ教室・推進、学校体育施設開放、アジア・アジアパラ競技大会推進など
4 学校教育課	☎0567-55-7136	学校の組織編成・管理運営、教育課程・その他教育計画、通学区域及び通学路、学校体育、学校保健、就学援助、教育委員会、学校施設、設備及び備品の整備など
5 シティプロモーション課	☎0567-55-7129	広報、ホームページ、ふるさと納税、観光事業、あいさいさんの商標など
6 経営企画課	☎0567-55-7133	総合計画、広域行政、平和行政、国際交流、まちづくり市民会議、統計調査、行政改革など
7 危機管理課	☎0567-55-7130	防災会議・地域防災計画、防災施設・防災備蓄資材、自主防災組織、防災行政無線、災害対策、防犯、駐輪場管理、交通安全など

4F

議会事務局	☎0567-55-7141	議会、委員会、会議録の調整及び保管など
監査委員事務局	☎0567-55-7140	監査業務、公平委員会など

②1 解体不要 整理不要
そのまま大丈夫!!

空き家買い取ります!



面倒な作業はすべてお任せください

- ✓ 荷物処分不要
- ✓ 建物解体不要
- ✓ 仲介にも対応
- ✓ 査定・相談無料

お客様のプライバシーを守ります

社名無記載車でご自宅まで伺うことも可能です
その他にも配慮してほしい点など
お気軽にご相談ください

STEP1

まずはご相談ください

まずはお電話でご相談ください。ご不明点や不安なことなどもしっかり伺います。

STEP2

徹底・迅速対応

不動産のプロが徹底対応！
お客様にとって最適な選択をご提示いたします。

STEP3

お任せください

面倒な作業も任せて安心。分かりやすくご案内。ご満足いただけるよう努めております！

不動産のプロが
迅速対応

センチュリー21おおくに土地は、行政手続きのプロ(行政書士)、お金に関するプロ(ファイナンシャルプランナー)が所属する不動産会社です



空き家、相続、不動産のことならなんでも！
「ご相談」「査定」**無料**で承ります！

CENTURY 21 大國土地

052-364-6288

大國土地株式会社
宅地建物取引業者免許 愛知県知事免許(4)第20809号
〒454-0032 名古屋市中川区荒江町36番17号
TEL:052-364-6288 FAX:052-364-6289

www.century21-ookunitochi.jp/

名古屋 不動産 大國

公式ホームページ



LINE 友達追加



MAIL info@century21-ookunitochi.com

善光寺納骨堂 永代供養のご案内



善光寺納骨堂

このような方に
納骨堂をお勧めいたします

- お墓は特に必要ないとお考えの方
- お子様や跡継ぎがなく先々が不安な方
- お子様に墓地管理の負担をかけたくない方
- 無縁仏にならない安心なよりどころをお求めの方
- 実家のお墓には入りたくないとお考えの方
- 独身の方
- お墓があっても将来が不安な方
- 現在お骨をお持ちの方

生前予約受付中

納骨堂の見学は随時承ります

2人様用 夫婦壇 (扉付き)

並列型 **90万円** (2人分)

前後型 **70万円** (2人分)

ロッカーの扉に鍵・名札が付きます



【前後型】



【並列型】

2人様用 夫婦壇 (前後型)

50万円 (2人分)

棚に仕切りが設けてありお骨箱は前後に2個並びます



1人様用

20万円

「善光寺家族葬」のご案内

家族葬 **40万円** (必要最小限)

葬儀費用に含まれるもの



祭壇



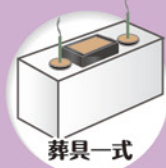
霊柩車



遺体搬送
(稲沢市外は追加料金)



葬儀会場費



葬具一式



法名(戒名)授与
枕経・通夜・葬儀・初七日・お布施

(宗) 善光寺東海別院

愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原57-2

※宗旨・宗派 不問 ※管理費不要



0120-41-3591

善光寺東海別院

検索

